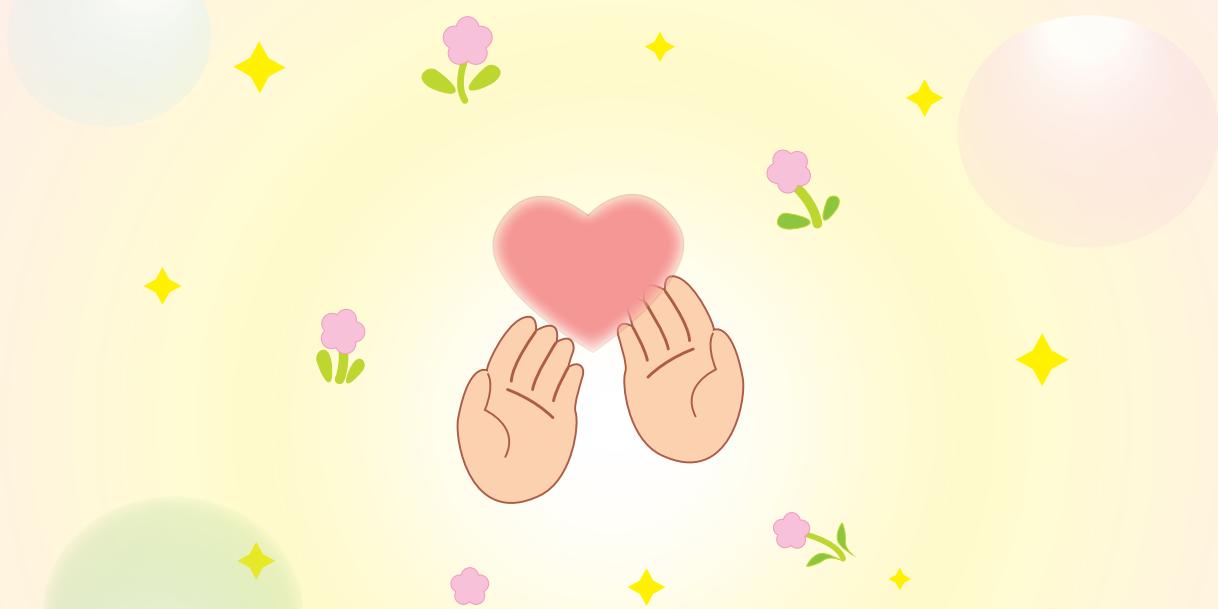


安全で安心して暮らせる 社会のために

～寄り添い、支える～

「鳥取市犯罪被害者等支援条例」が施行されました。
犯罪被害者等への支援について、一緒に考えてみませんか。



鳥取市では、市民の皆さんのが犯罪等の被害にあわれたときに、
少しでも早く安心して生活を営むことができるようになっていただきたい、
そのための支援が受けられるという安心感を持っていただきたいという思いから、
「鳥取市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

鳥取市犯罪被害者等支援条例 〈令和4年12月28日施行〉

基本理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利を尊重します。
- それぞれの犯罪被害者等の置かれている状況・事情に応じて適切に支援します。
- 必要なときに適切な支援が受けられるよう、途切れることなく施策を実施します。

市の責務

- ・ 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施します。
- ・ 国、県、警察、民間支援団体等と連携し、支援します。

市民の責務

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、理解を深めてください。
- ・ 二次的被害の防止への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力に努めてください。

※ 「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」をいいます。

犯罪は、平穏な暮らしの中で突然に起こります 誰もが犯罪被害にあう可能性があります

毎日のように凶悪犯罪や交通事故などが新聞やテレビで報じられています。

2021（令和3）年、鳥取市内における刑法犯認知件数は755件（※）となっており、その1件1件に被害者がいて、そのご家族またはご遺族がいます。

犯罪被害にあう人は特別な人ではありません。私たち誰もが、ある日突然、事件・事故などに巻き込まれる可能性があります。

※出典：「鳥取県警察 犯罪統計」

犯罪被害にあうとどのような状況になるのでしょうか？

犯罪被害にあうのは大変つらく悲しいことです。けがを負ったり、最悪の場合には、いのちを失い、その家族はかけがえのない人を失うことになります。このような直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等は、周囲の人とのかかわりの中で、さらに傷つけられてしまう二次的被害に苦しめられるほか、さまざまな困難を抱えることになります。

犯罪被害の発生から直面するさまざまな状況

事件発生後どうしたらいいかわからない。

事件で受けたケガなどの治療が必要だ。

今まで当たり前にできていたことができなくなり、日常生活を送るのが困難だ。

仕事が手につかないし会社を休みたいが、給料が減ることや解雇されることが不安だ。

人目が気になり外出できなくなった。

自宅や近所で被害を受けたので転居したい。



また被害にあうのではないかといつもびくびくする。

警察署や検察庁に何度も出向き、被害の状況を何回も話さなければならぬのが苦痛だ。

貯金が底をつけ生活が苦しくなったので補償を受けたい。

加害者から反省や謝罪の態度が見られず傷つく。

裁判に参加したいが加害者と会うのは不安だ。加害者や傍聴人の前で証言するのも怖い。

事件のことを親や周りの人に知られたくない、話せない。



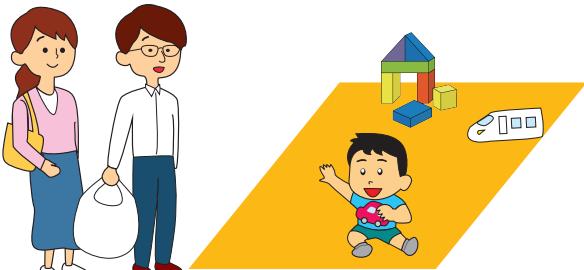
何年たっても事件の記憶が突然よみがえり、精神的苦痛が激しい。

周囲の人の支えが大きな助けになります

突然に理不尽な出来事に巻き込まれた犯罪被害者等は、ショック状態に陥り、心や体に変調を来すことがあります、これは誰にでも起こり得ることです。私たちに何ができるでしょう？

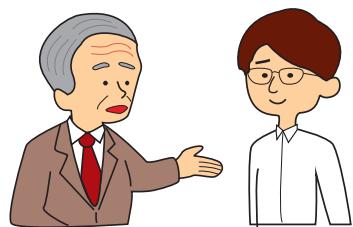
日常生活

家事や買い物、子どもの世話などの負担を減らす。



話し相手

親身になって話を聴いて孤立感を和らげる。



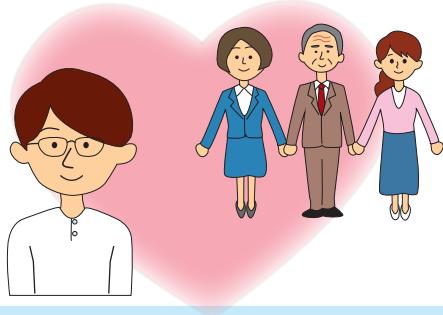
付添い

一人では心細い、警察・裁判所などへ付き添う。



見守り

気にかけ見守りながらも、今はそっとしておく。



励ますつもりでも、傷つけてしまう場合があります

犯罪被害者等は、周囲の人の言動によって励まされる場合もあれば、逆に傷つく場合もあります。言葉で励ますより、普段どおり接して寄り添うことが、平穏な生活を取り戻す手助けになることもあります。

犯罪被害者等が自分の気持ちを話し始めたら、ゆっくりと聴き、怒りや悲しみなどを理解し、支えになってください。

〈好ましいとされる言葉〉 (例)

「つらかったですね」 「自分を責めないでください」 「あなたは悪くないですよ」

〈好ましくないとされる言葉〉 (例)

「他の人に比べたら」 「あなたは強い人だから大丈夫」 「命が助かつただけでも良かったと思わなければ」

無責任な投稿はやめましょう！ ~二次的被害を防止するために~

犯罪被害者等の個人を特定したり、SNSなどインターネットを通じて誹謗中傷をしたりすることは許されないことです。

また、第三者が、「多くの人に事件を知ってもらいたい」と悪気なく投稿することが、犯罪被害者等を傷つけることがあります。

SNSなどへの安易な投稿や無責任な拡散はやめましょう。



「鳥取市犯罪被害者等支援条例」に基づく主な支援

鳥取市は、被害の早期回復及び軽減を図ることを目的に、犯罪被害者等への支援を総合的に推進しています。



条例はこちらから
ご覧ください。

見舞金の支給

見舞金（遺族見舞金30万円・傷害見舞金10万円）を支給します。

※要綱で別途定めています。

日常生活の支援

関係機関と連携し、犯罪被害者等の実情を把握したうえで、市の行政サービスを提供します。

住居支援

これまで住んでいた住居に居住することが困難になった場合に、一時的に市営住宅を提供し、居住の安定を図ります。

犯罪被害者等支援のための市の総合窓口

犯罪被害者等の心情に寄り添って丁寧に聴き取りし、情報の提供や助言を行います。一人で悩まずに、まずはご相談ください。

鳥取市役所総務部人権政策局人権推進課（鳥取市幸町71番地 本庁舎4階43番窓口）

TEL 0857-30-8071 8:30 ~ 17:15 (土日祝日・年末年始除く)
FAX 0857-20-3945 Eメール jinken@city.tottori.lg.jp

犯罪被害者等支援機関

■ 公益社団法人 とっとり被害者支援センター

○犯罪被害全般に関する電話・面接相談 ○警察・検察・裁判所・行政機関等への付き添い支援
○弁護士、医師、カウンセラーの紹介や情報提供 ○犯罪被害者自助グループの運営支援

[連絡先] TEL 0120-43-0874

月～金 10:00～16:00 (年末年始・祝日除く)

■ 性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）

○性暴力に関する電話・面接相談 ○弁護士、医師、カウンセラーの紹介や情報提供
○医療的支援 ○医療機関・警察等への付き添い支援

[連絡先] TEL 0120-946-328 《県内専用無料ダイヤル》 (24時間対応)

TEL #8891 (はやく「ワンストップ」) 《全国共通短縮ダイヤル》 (24時間対応)

■ 鳥取県警察本部

○刑事手続や捜査状況の説明 ○医療的支援 ○医療機関・裁判所等への付き添い支援
[連絡先] 警察総合相談電話 TEL #9110 または 0857-27-9110 (24時間対応)
性犯罪110番 TEL #8103 (ハートさん) または 0120-287110
《性犯罪被害相談全国共通》 (24時間対応)

11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」

犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間は「犯罪被害者週間」です。
犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性などについて、国民の理解を深めるための啓発事業を実施しています。
犯罪被害者等の支援について、一緒に考えてみましょう !!



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュットちゃん」